

事務提要新旧対照表（様式編Ⅰ：法令解釈通達）

改正後	改正前
個⑥048 電子機器利用設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）【裏面】 (削 除)	個⑥048 電子機器利用設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表）【裏面】 電子機器利用設備に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書（付表） この明細書は、青色申告者がその年の前年に指定事業の用に供しリース税額控除の適用を受けた電子機器利用設備を、その年に指定事業の用に供しなくなった場合に、平成14年改正前の租税特別措置法第10条の3第6項の規定による繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額を計算するために使用します。 この明細書は、「電子機器利用設備を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書」（本表）とともに、確定申告書に添付してください。 1 記載要領 (1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。 (2) 「⑧」欄には、電子機器利用設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。 2 提出先 納税地を所轄する税務署長 3 根拠条文 旧措法第10条の3（この制度は、平成14年3月31日をもって廃止されました。）